

令和8年6月1日からの入院時食事療養費の自己負担につきまして

国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事の自己負担金額が下記のとおり変更となります

70歳未満の方の場合

※ア～エの所得区分の指定難病患者、小児慢性特定疾病患者の食費は
300円→**330円**

区分		R8.5.31まで	R8.6.1から
ア		510円	550円
イ		510円	550円
ウ		510円	550円
エ		510円	550円
オ	90日までの入院	240円	270円
	90日以上入院	190円	220円

70歳以上の方の場合

※上位所得者、一般の所得区分の指定難病患者の食費は300円→**330円**

区分		R8.5.31まで	R8.6.1から
Ⅲ		510円	550円
Ⅱ		510円	550円
Ⅰ		510円	550円
一般		510円	550円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円	270円
	90日以上入院	190円	220円
低所得者Ⅰ		110円	130円

65歳以上の方が療養病棟へ入院した場合の食費・光熱水費

※上位所得者、一般の所得区分の指定難病患者の食費は300円→**330円**

区分		R8.5.31まで	R8.6.1から
一般・上位所得者		510円	550円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円	270円
	90日以上入院 ※入院医療の必要性の高い方	190円	220円
低所得者Ⅰ		140円	160円
	入院医療の必要性の高い方	110円	130円

※指定難病、老齢年金受給者、境界層該当の方は0円

光熱水費	R8.5.31まで	R8.6.1から
	370円	430円

※指定難病、老齢年金受給者、境界層該当の方は0円